

覚 書

本覚書は、オランダ王国において設立されたりミテッド・パートナーシップでありオランダ王国アムステルダム市に主たる事務所を有するニュー・LTCB・パートナーズ・シービーを一方の当事者（以下「買主」という）とし、預金保険機構（以下「売主」という）及び株式会社日本長期信用銀行（以下「LTCB」という）を他方の当事者として締結される。

第1条（本覚書の目的）

売主及び買主は、別紙1として本覚書に添付される平成11年9月28日付「ニュー・LTCB・パートナーズの長銀買収に係る買収条件の概要」に定める取引（以下「本件取引」という）に係る基本合意書の可及的速やかな締結に向けて誠実に努力し交渉するものとする。なお、売主は、基本合意書の締結交渉に当たっては、引続き金融再生委員会の指導・監督を受けるものとする。

第2条（優先交渉権）

売主は、本件取引に関し、第1条に基づき誠実な交渉が継続される限り本覚書締結日より平成11年11月30日までの間、買主とのみ交渉を行うこととする。但し、売主は優先交渉期間を延長することができる。

第3条（情報開示）

売主は、買主に対し、事前の通知に基づき、本件取引の実施に合理的に必要な範囲及び方法でLTCBの情報を開示するものとする。但し、その具体的な手続については買主とLTCBとの協議によるものとする。

第4条（機密保持義務）

本件取引に関して買主が取得した一切の情報について、テイモシー・C・コリンズ、J・クリストファー・フラワーズ及び八城政基がLTCBとの間で平成11年4月9日付で締結した機密保持契約が適用されるものとし、買主は、同契約においてテイモシー・C・コリンズ、J・クリストファー・フラワーズ及び八城政基がLTCBに対して負う義務と同一の義務を売主及びLTCBに対して負うものとする。

（2）本条は、別途当事者間で合意のない限り、本覚書に基づく交渉の終了にかかわらず、当事者を拘束するものとする。

第5条（交渉の終了）

売主及び買主は、以下の事由が認められる場合に限り、相手方に対して書面による通知を行って本覚書に基づく交渉を終了することができるものとする。

1. 相手方に本覚書の重大な違反がある場合
2. 第2条の優先交渉期間内に基本合意書が締結されなかった場合

第6条（費用負担）

本件取引に関して各当事者に生じた費用は、それぞれ各当事者が負担するものとする。

第7条（準拠法）

本覚書は日本法に準拠する。

第8条（言語）

本覚書及び基本合意書の正文は日本語による。

第9条（拘束力）

本覚書は、当事者間の意向を表明したものであり、第2条、第4条、第6条、第7条及び第8条を除き、法的拘束力を有しないものとする。

平成11年9月28日

ニュー・LTCB・パートナーズ・シービー

代表者 八 城 政 基

代表者 テイモシー・C・コリンズ

代表者 J・クリストファー・フラワーズ

預 金 保 険 機 構

理 事 長 松 田 昇

株式会社日本長期信用銀行

代表取締役頭取 安 齋 隆

(別紙 1)

ニュー・LTCB・パートナーズの長銀買収に係る買収条件の概要

平成 11 年 9 月 28 日現在

1. 買収方式・買収金額等

既存長銀株式(普通株式 24 億株、優先株式 1 億株(注))のうち普通株式の全株を 10 億円で預金保険機構(以下、「機構」とする)より取得する。

既存長銀優先株式のうち約 7,340 万株は引き続き機構が保有し、残りの約 2,660 万株は無償消却する。

(注)既存優先株式は廃止された金融安定化緊急措置法に基づき整理回収銀行(当時)が長銀より引き受けたもので、購入価格は 1,300 億円。長銀の特別公的管理開始に伴い対価 0 円で機構が取得。その現行条件は以下の通り。

- ・ 配当率は年 1%。
- ・ 普通株式への転換権付きで、転換価格は本年 10 月 1 日より 1 株当たり 180 円となり、以後同額で固定。
- ・ 強制転換は 2008 年で、それまでの間も随時転換可能。

2. 新規増資・自己資本比率

新生長銀の新規発行普通株式 3 億株を 1,200 億円(1 株当たり 400 円)で引き受ける。

政府に対し、早期健全化法に基づき、新生長銀の新規発行無議決権優先無額面株式 6 億株を 2,400 億円(1 株当たり 400 円)で引き受けるよう要請する。その他の主要条件は以下の通り。

- ・ 5 年目から転換可能。
- ・ 転換価格は 1 株当たり 400 円又は市場価格(上場前は 1 株当たりの純資産額)のいずれか低い方(但し、300 円が下限)。
- ・ 7 年目に強制転換。

(注)1 の既存優先株式と併せて、普通株式へ転換した後の機構の最大持ち分は 33.0%。

自己資本比率は 13%程度(後述の保有株式含み益実現後ベース)

3. 長銀保有株式(政策保有株式)の取扱い

合計 2,500 億円～2,750 億円の含み益を有する保有株式は長銀買収後に下記、に従って売却して含み益を実現し、新生長銀の自己資本の増強に充当する。

営業上必要な株式は長銀買収前(当該株式に係る含み益を実現させる場合以外)又は買収後(含み益を実現させる場合)に公正な価格で機構に売却し、機構は当該株式を長銀信託に信託する。長銀買収後 5 年間、機構は新生長銀の同意なく当該株式を売却せず、当該株式に係る名目上の所有権及び議決権は長銀信託がこれを有し、新生長銀は、原則として随時、公正な価格で当該株式を機構から買戻すことができる(機構は売戻しを拒否しう

るが、信託期間が4年目に入って以降に拒否した場合には信託期間は拒否時から1年後まで延長される。延長期間中に機構が売戻しを拒否した場合も同様。

営業上必要のない株式は長銀買収前(当該株式に係る含み益を実現させる場合以外)又は買収後(含み益を実現させる場合)に公正な価格で市場又は機構(下記 の場合)に売却する(機構が購入した場合には上記 の信託等を行わない)。

長銀買収前及び長銀買収後5年間、保有株式を売却しようとする時には長銀又は新生長銀は事前に機構と協議する。機構は株式の売却に反対はしないが、株式市場の状況等によっては株式の売却先を機構に指定して公正な価格で当該株式を購入することができる。

4. 機構保有の新生長銀株式の売却

機構保有の新生長銀株式の時価総額が5,000億円～5,250億円を超えている場合には、新生長銀は機構に対し、その保有する新生長銀株式の一定の数量を市場において公正な価格により売却するよう求めることができる。

(注1) 新生長銀の普通株式の価格が1株当たり443円(465円)になると、機構保有株式の普通株式換算ベースの時価総額は5,000億円(5,250億円)に達する。

(注2) 新生長銀の普通株式の価格が1株当たり472円(519円)となっている時に、その価格で1 の既存優先株式を普通株式に転換して全て売却した場合、この既存優先株式から得られる機構のキャピタルゲインの額は2,500億円(2,750億円)となる。

機構は上記の要請に対し不合理に拒否しないものとする。

5. 貸出関連資産の承継等

金融再生委員会の資産判定により「長銀が引き続き保有することが適当」とされた全ての貸出関連資産を承継する。

承継した貸出関連資産に係る債務者に対し適切な融資を継続する。具体的には、特段の事情のない限り、長銀買収時より3年間は、当該貸出関連資産の売却や急激な回収は行わないこととするとともに、借換え等当該債務者の適切な資金需要に応ずることとする。

6. 当初引当金

金融検査マニュアルに則った自己査定要領及び日本公認会計士協会実務指針に定められた基準に従って長銀買収時現在において適切に計上されることとする。

7. 貸出関連資産の瑕疵担保

長銀買収時において機構は新生長銀に貸出関連資産を売却・譲渡したものとみなす。

長銀買収時から3年以内の間に、当該資産に瑕疵があり、2割以上の減価が認められた

時は、新生長銀は当該資産の譲渡を解除することができる。

解除の場合、機構は当該資産の返還と引き換えに当該資産の当初簿価(当初引当金控除後ベース)に相当する金額(それまでの間に返済額があれば、その額を控除した額)を新生長銀に払い戻す。

の「2割以上の減価」とは、同一債務者に対する全貸出関連資産のその時点での簿価(その時点での引当金控除後ベース)の総額が、それら貸出関連資産の当初簿価の総額に比し2割以上減額していることを言う。

の「瑕疵」とは、当該資産に関し金融再生委員会が「長銀が引き続き保有することが適当」と判定した根拠(金融再生委員会より別途情報提供の予定)について、長銀買収時から3年以内に変更が生じたか、又は真実でなくなったことが判明したことを言い、簿価の減価が長銀買収後の専らニュー・LTCB・パートナーズ又は新生長銀の責めに帰すべき事由によって生じた場合は「瑕疵」に含まれない。

債務者から債権放棄の正式要請を受けてこれに応じた時は、新生長銀は当該資産について解除権を持たないものとする。

解除権の対象となる貸出関連資産は各債務者ベースで1億円以上のものとし、長銀買収後に更新借換及びロールオーバーされたもの等実質的に同一性のある貸出関連資産を含み、新規実行分を含まない。

長銀買収時から3年以内の間に、戦争、自然災害、経済大恐慌等による債務者の状況の悪化が生じた時は、上記とは別に、機構と新生長銀は公平な負担のあり方について誠実に協議する。

ニュー・LTCB・パートナーズの長銀買収に係る

事業計画案及び買収条件の骨子

平成 11 年 9 月 28 日現在

事業計画案

1. 株主・経営陣等

買収主体：ニュー・LTCB・パートナーズ(パートナーズ社)

パートナーズ社への出資予定者：リップルウッドホールディングス LLC、GE キャピタル、メロン銀行、ペインウェーバー証券、ABN アムロ銀行(オランダ銀行)、ドイツ銀行、トラベラーズ保険(シティグループ)、ノヴァ・スコシア銀行等の外国金融機関(日本国内の法人にもパートナーズ社の持分を譲渡する形で、出資を募集する予定)。

投資期間：無限定(パートナーズ社としては、多くの出資者は 10 年から 15 年あるいはそれ以上の期間にわたって株式を保有するものと考え)。

新生長銀の経営陣

- ・取締役会は 15 人程度で構成し、うち過半数は日本人。また、金融等の専門家、出資者代表を取締役に招聘し、コーポレート・ガバナンスが適切に機能する取締役会とする。
- ・会長・社長兼最高経営責任者には八城政基氏が就任する予定。
- ・ボルカー氏(前米国 FRB 議長)はシニア・アドバイザー就任を受諾。
- ・今井敬氏及び樋口廣太郎氏に対し取締役就任を要請中。

2. 新生長銀の業務内容

基本形態：長期信用銀行(日本法人である日本の銀行として運営)

経営目標

- ・既存の顧客基盤に立脚した日本における成長を軸に長銀の再生を図る。
- ・長期間取引関係にある事業法人、金融法人の顧客、個人の顧客との関係を重視し、顧客の金融ニーズに応える革新的な商品・サービスを提供。
- ・長期的な収益性を重視し、株式を再公開。

業務の特徴：日本における銀行業務を基本としつつ、欧米の一流のノウハウを活用した革新的な金融商品・サービスを提供。

業務戦略

- ・顧客に信頼される、安定した信用供与及び資金調達を行なう金融機関たることを目指す。
- ・他行との差別化が可能な付加価値の高い分野を拡充。
- ・パートナーズ社の出資各社は、新生長銀との事業分野毎の提携を今後検討。既に GE キャピタル、ペインウェーバーグループ及びリップルウッド社は以下の分野で新生長銀との業務提携を希望。
 - ・事業分野：資産担保貸付け、リース事業、401k プランを含む企業年金業務、プライベート・バンキング業務、投信業務、証券化業務、融資(LBO 他)、投資業務等
 新生長銀としては、出資者のみならず、他の金融機関との提携も積極的に検討する方針。

買収条件

1. 買収方式・買収金額等

既存長銀普通株式 24 億株の全株を 10 億円で預金保険機構(以下、「機構」とする)より取得。

既存長銀優先株式 1 億株のうち、約 7,340 万株は機構が引き続き保有し、残りの約 2,660 万株は無償消却。

2. 新規増資・自己資本比率

新規発行普通株式 3 億株を 1,200 億円(1 株当たり 400 円)で引受け。

政府に対し、早期健全化法に基づき、新規発行優先株式 6 億株を 2,400 億円(1 株当たり 400 円)で引き受けるよう要請。

(注)既存優先株式と併せ、普通株式へ転換した後の機構の最大持ち分は 33.0%。

自己資本比率は 13%程度(後述の保有株式含み益実現後ベース)

3. 長銀保有株式の取扱い

合計 2,500 ~ 2,750 億円の含み益を有する保有株式は長銀買収後に下記、に従って売却して含み益を実現し、新生長銀の自己資本の増強に充当。

営業上必要な株式は長銀買収の前後に機構に売却、機構は当該株式を長銀信託名義で長銀信託に信託。長銀買収後 5 年間、機構は長銀の同意なく当該株式を売却せず、長銀は、原則として随時、機構から当該株式の買い戻し可能。

営業上必要のない株式は長銀買収の前後に売却(下記)により機構が購入す

る場合には上記の信託等を行わない)。

長銀買収前及び長銀買収後 5 年間、保有株式を売却する時には長銀又は新生長銀は機構と事前協議。機構は株式市場の状況等によっては売却先を機構に指定して購入(売却それ自体を否定することはない)。

4. 機構保有の新生長銀株式の売却

機構保有の新生長銀株式の時価総額が 5,000 ~ 5,250 億円を超えている場合には、新生長銀は機構保有の新生長銀株式の市場での売却を機構に要請可能。

機構は上記の要請に対し不合理に拒否せず。

5. 貸出関連資産の承継等

金融再生委員会の資産判定で「適当」とされた全ての貸出関連資産を承継。承継した債務者に対する適切な融資を 3 年間継続。

6. 当初引当金

金融検査マニュアルに則った自己査定要領及び日本公認会計士協会実務指針に従った適切な引当金を計上。

7. 貸出関連資産の瑕疵担保

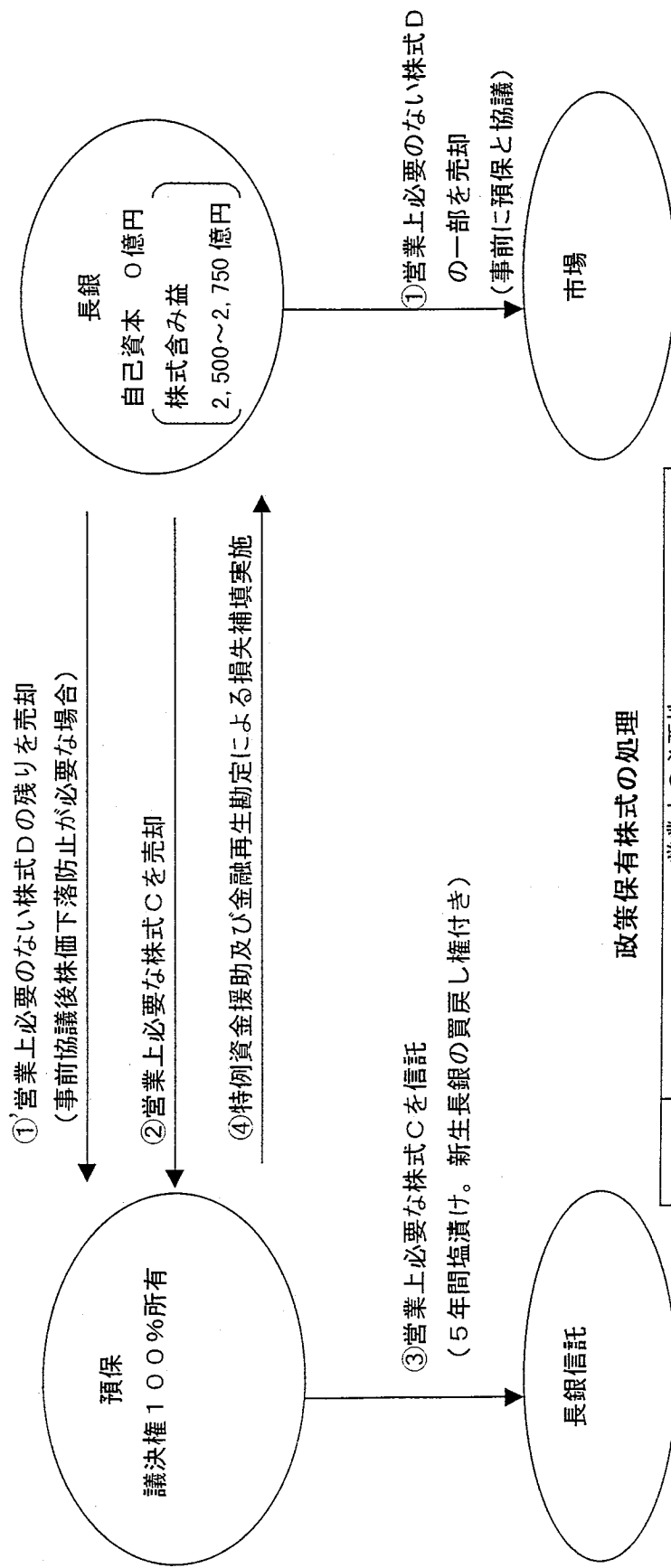
長銀買収時において機構が新生長銀に貸出関連資産を売却・譲渡したものとみなし、長銀買収時から 3 年以内に、当該資産に瑕疵があり、2 割以上の減価があれば、新生長銀は当該資産の譲渡を解除可能。

解除の場合、機構は当該資産の返還と引き換えに当該資産の当初簿価(当初引当金控除後ベース)に相当する金額(それまでに返済額があれば、その額を控除)を新生長銀に払戻し。

「2 割以上の減価」とは、同一債務者に対する全貸出関連資産の簿価総額(引当金控除後ベース)がその当初簿価(同)総額と比較して 2 割以上減額しているとの意義。

「瑕疵」とは、当該貸出関連資産に関し金融再生委員会が「適当」と判定した根拠について、長銀買収時から 3 年以内に変更等が生じたとの意義。

買収直前の状況

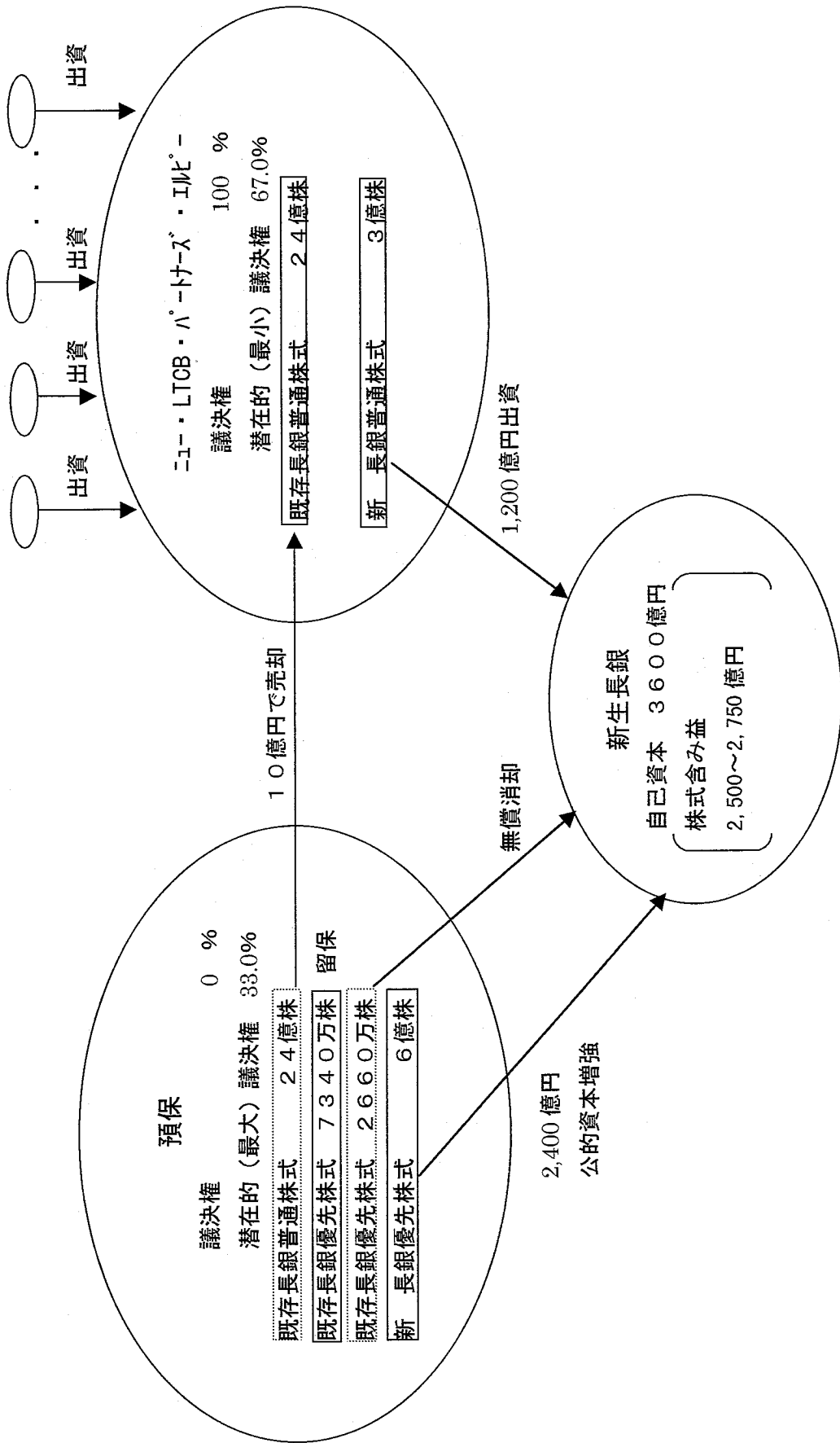


- ① 営業上必要のない株式Dの残りを売却
(事前協議後株価下落防止が必要な場合)
- ② 営業上必要な株式Cを売却
- ④ 特例資金援助及び金融再生勘定による損失補填実施

政策保有株式の処理

	営業上の必要性	
	あり	なし
二七五〇億円)との関係 含み益(二五〇〇)	あり	なし
	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長銀譲渡後売却 ・預保に売却 ・信託して5年間塩漬 (新生長銀の買戻し権付き) 	<p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長銀譲渡後売却 ・預保または市場に売却 ・信託なし (新生長銀の買戻し権なし)
	なし	
		<p>D</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長銀譲渡前売却 ・預保または市場に売却 ・信託なし (新生長銀の買戻し権なし)

買収時 α



買収後

